

第2次改正中華人民共和國商標法(6)*

- 逐条解説 5 -

咎 文静**・(監修) 高石 郷***

第31条 商標登録の出願は他人が先に有している権利を侵害してはならず、また、他人が既に使用且つ一定の影響のある商標を不正な手段で先に登録してはならない。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された商標権と他の知的財産権との抵触関係についての調整規定であり、TRIPS協定16条1項に対応したものである。

「他人が先に有している権利」とは、商標登録出願日前に生じた他人の知的財産権であり、例えば、意匠特許権、著作権、肖像権、氏名権、商号、ドメインネーム、特殊標識権⁽¹⁾、発見権⁽²⁾及び知名商品の特有名称、包装、装飾権⁽³⁾などの権利が含まれている⁽⁴⁾。尚、同一又は類似の商品について既に登録を受けた登録商標権はここに含まれないと解されている⁽⁵⁾。

「一定の影響のある商標」とは、中国において既に使用し且つ中国の需要者間によく知られている未登録商標(標識)である。つまり、他の国の需要者間によく知られても、中国の需要者によく知られていなければ、一定の影響のある商標と言えないのが一般的である。

「不正な手段」とは、他人の、既に使用し且つ需要者によく知られている標識は未登録商標である場合、このことを知っている或いは知るべきであったにもかかわらず、商標登録出願をした行為である。

従来、商標権と意匠特許権、商標権と商号、商標権と著作権との抵触関係については、主に旧法⁽⁶⁾27条及びその実施細則25条の規定に基づき解決されるものと考えられていた。しかし、これらの規定が適用されるのは不正又は欺瞞的に行われたものであり、他の抵触関係については、未解決のままで並存しているという問題が依然として存在していた。その後、国家工商行政管理総局が「商標専用権と外観設計(意匠)特許権権利との抵触問題に関する意見」を公布し⁽⁷⁾、商標

権と意匠特許権との抵触関係が生じた場合には、この意見を根拠にして判断するのが一般的となった。ここでは、指定商品又は指定役務に使用する登録商標の使用状態と意匠を表した物品と一体をなすものであれば、その商標登録の初期査定公告の日⁽⁸⁾後の出願に係る意匠特許権の抵触部分については実施することができないと規定している。また、1999年4月5日に工商標字「1999」第81号「商標と企業名称との若干問題の解決に関する意見」が公布されたことにより、商標権と商号との抵触関係も解決できるようになった。

一方、他人の使用により一定の影響を持つ未登録商標を勝手に登録出願した場合については、不当登録として取消の請求をすることができるのは登録商標であって、出願商標についての取消の請求をすることができない。いわゆる、商標局の審査段階においてその不正登録を理由とする異議申立はできないのである。

今回の商標法改正により、先に有している知的財産権についての保護がより一層に強化され、又は他人が既に使用且つ一定の影響のある未登録商標も出願の段階において保護できるようになり、商標登録出願の正当性の要請を重視したものであると評価できよう⁽⁹⁾。すなわち、指定商品又は指定役務についての出願商標の使用態様により商標登録出願日前の出願に係る他人の先に有している知的財産権と抵触する場合は、抵触する部分について商標登録ができないのである。又、不正な手段で同一又は類似の指定商品又は指定役務についての出願商標が他人の既に使用している且つ一定の影響のある未登録商標と同一又は類似であれば、登録してはならないと定めている。

* (1)は2002年4月号、(2)は8月号、(3)は9月号、(4)は11月号、(5)は2003年2月号に掲載

** 中華人民共和国弁護士

*** 会員

第32条 拒絶査定をなし、公告をしない商標に対し、商標局は商標登録の出願人にその旨を書面で通知しなければならない。不服のある商標登録出願人はその通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に対し再審査の請求を行うことができ、同委員会が決定を行い、その結果を書面で出願人に通知する。

当事者は商標評審委員会の決定に不服のある場合は、その通知を受領した日から30日以内に人民法院に対し提訴することができる。

【解説】本条は旧法21条の内容とほぼ同一であり、商標局の拒絶査定に対する再審査の請求について規定したものである。

一項は、商標局が拒絶査定をなし、公告をしない旨の通知を受領した商標登録出願人は、その拒絶査定に対し不服のある場合においては、商標評審委員会⁽¹⁰⁾に対しその登録出願商標の再審の請求を行うことができるものとした。商標評審委員会にその再審の請求をする際には、再審請求書及び商標局の拒絶査定による決定書を同委員会に提出することが要求されている⁽¹¹⁾。商標評審委員会は「商標評審規則」⁽¹²⁾に基づき再審を行い、その決定を出願人に書面により通知するものとなる。

また、再審の請求を行うことができる者はその拒絶査定を受けた商標登録出願人であり、他の利害関係者はその再審の請求を行う主体資格を有していないものと解する。再審の請求は商標局の拒絶査定通知書を受領した日から15日以内に行わなければならない。

二項は、商標評審委員会の決定に対して不服のある場合は、当事者は裁判所に提訴できるとしている。この「当事者」とは、その拒絶査定を受けた商標登録出願人であると考えられる。新たに設けられた本項は、旧法商標評審委員会の決定は最終的なものとされていた行政上の手続しか認めないところを改めて、裁判所における訴訟という司法手続上の不服申立手段を導入したものである⁽¹³⁾。

第33条 初期査定を経て、公告をした商標に対して異議を申立てた場合は、商標局は異議申立人と被異議申立人から事実及び理由の陳述を聴取し、事実関係を調査した後に裁定を行わなければならない。当事者はこれに不服のある場合は、その通知を受領した日から15日以内に、商標評審委員会に対し再審査の請求を行う

ことができ、商標評審委員会が裁定を行い、書面で異議申立人及び被異議申立人に通知する。

当事者は商標評審委員会の裁定に不服のある場合は、その通知を受領した日から30日以内に人民法院に対し訴訟を提起することができる。人民法院は商標再審請求の手続上の他方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

【解説】本条は初期の査定により公告された出願商標の登録異議の申立についての審理及び決定における再審査について規定したものであり、旧法22条の内容でもある。

一項は、初期査定を経て商標公報に掲載された出願商標に対し異議の申立についての審理及び裁定に対し不服のある場合は、異議申立人或いは被異議申立人は商標局の「商標異議裁定書」を受領した日から15日以内において、再審請求書及び商標局の商標異議査定書を含む請求書類を商標評審委員会に提出し、その再審査の請求を行うことができるものとした。商標評審委員会が裁定を行い、書面で異議申立人及び被異議申立人に通知する。

二項は、商標評審委員会の決定に対して不服のある場合は、当事者は裁判所に提訴できるとした。この「当事者」とは、その拒絶査定を受けた商標登録出願人であると考えられる。

第34条 当事者は法律で定めた期限内に商標局の裁定に対して再審査を請求しないか、又は商標評審委員会の裁定に対して人民法院に訴訟を提起しない場合、裁定は効力を生じる。

裁定を経て異議が成立しない場合は、登録を許可し、商標登録証を交付し、且つ公告する。裁定を経て異議が成立した場合は、登録を許可しない。

異議が成立しないと決定し登録を許可した場合は、商標登録出願人が商標専用権を取得した日は初期査定後の公告日から3ヶ月の満了日から起算する。

【解説】本条は異議裁定の効果についての規定であり、今回の改正において新たに導入されたものでもある。

一項は、異議申立人又は被異議申立人が商標局の異議裁定について再審査の請求をしなかった、又は商標評審委員会の裁定について不服訴訟を提起しなかった場合において異議裁定が確定し、その効力が生じるものとしている。

二項は、初期審査を経て公告された商標出願に係る異議申立の裁定が成立しない場合は、3ヶ月の異議期間を経てから登録されるものとなり、商標登録証が交付され且つ公告されるとした。異議申立の裁定が確定した場合は、登録されないものとしている。

三項は、異議申立の裁定が確定しないと決定した場合は、商標登録出願人の商標専用権を取得するのはその初期査定後の公告期間の3ヶ月の満了日から起算するものとなる。

第35条 商標登録出願と商標再審査請求は、即時に審査しなければならない。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入されたものである。

近年、中国商標局での商標登録出願の審査が長期化する傾向にあり、短期間で権利化をする世界各国の審査機関の方針に合わせるために本規定を設けられたものと思われる。

第36条 商標登録出願人又は登録者は、商標の出願書類又は登録書類に明らかな誤りがあることを判明した場合、修正を請求することができる。商標局は法律に基づき、職権範囲内でそれを修正し、且つ当事者に通知する。

前項の修正できる誤りは、商標の出願書類又は登録書類の実質的な内容を含まない。

【解説】本条は今回の改正において新たに導入された内容であり、商標の出願書類又は登録書類に関し形式的な修正について規定したものである。

一項は、商標出願書類または商標登録書類に記載さ

れた形式的な内容に明らかな誤りがあると判明した場合には、その商標登録出願人又は商標登録権者は商標局に対し、その誤りを修正する申請書を提出し、商標局は職権範囲内においてその修正を承認することにより変更することができるとした。

二項は、前項の修正は商標出願書類又は商標登録書類の修正に関して、実質的な内容に関する修正を行ってはならない。

注

- (1) 1996年7月13日国务院令第202号「特殊標識管理条例」2条に定めたものである。
- (2) 「民法通則」97条に定めたものである。
- (3) 「反不正当竞争法」5条2項及び工商局第33号令「禁止假冒知名商品特有の名称、包装、装飾の不正行為に関する若干規定」4条に定めたものである。
- (4) 鄭成思「応対入世認識新商標法」(2001年11月20日中国人大新聞)
- (5) 孫智恵「TRIPS協定とわが国の商標法律制度を一層発展させる」(2002年6月12日北大法律網)
- (6) 1993年7月1日に施行された商標法である。
- (7) 1995年12月7日工商標字「1995」第316号参照
- (8) 商標局の方式審査及び実体審査を得て商標公報に記載された公告日をいう。
- (9) 泊楊「保護在先権利反対悪意搶注」(2001年12月3日人民日報第十版)
- (10) 商標局とともに国家工商行政管理総局に属し、係る争いについて行政的に処理を行うものである。
- (11) 商標実施条例30条の規定によるものである。
- (12) 2002年9月17日国家工商行政管理総局令第3号により公布された「改正商標審査規則」第2条1項の規定を参照
- (13) 野村高志「改正中国商標法の概要について」国際商事法務 Vol.30, No.1(2002)

(原稿受領 2003.2.18)

「読者の声」投稿のお願い

本誌における情報、言論の流れはとかく一方通行に終わりがちであり、編集に携わるパテント編集委員会としては本誌が読者に如何に読まれているか一寸気になります。

「読者の声」欄に、筆者への反論、編集者への注文などをお寄せ下さい。

字数：500字程度

締切：毎月末日

宛先：電子メール又はFAXで、住所・氏名・年齢・職業を明記のうえ、投稿下さい。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2 日本弁理士会広報課「読者の声」係

TEL 03-3519-2361(直), FAX 03-3581-9188, E-mail: XBL03564@nifty.com

掲載の都合上、一部を手直しすることがあります。